

とやま中央会 FAX 情報

2017. 6. 1 発行 №512

本会平成29年度通常総会を開催

本会では、去る5月31日(水)に富山商工会議所ビル10階大ホールにおいて、第62回平成29年度通常総会を開催した。総会には、山崎富山県副知事、稗苗富山県議会議長をはじめとした来賓のほか会員約118名が出席し、平成28年度事業報告、平成29年度事業計画案など5議案について審議が行われ、全議案ともに原案通りに可決決定した。

本年度事業計画では、組合支援にかかる各般の事業を引き続き実施するほか、平成24年度補正から平成27年度補正事業でものづくり補助金事業を実施した補助事業者に対し、導入した機械装置や試作開発した商品の販路開拓、販売促進に関わる各種支援事業を行ない、補助事業者の売上・収益増加、コスト削減のための支援を実施するものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（フォローアップ事業）を新規で実施することが決定された。

総会は、高田会長の開会挨拶で始まり、富山県知事（代読）、富山県議会議長の来賓祝辞の後、杉本副会長を議長に選任し、議案審議に入る。

第1号議案 平成28年度事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書承認の件

第2号議案 平成29年度事業計画及び収支予算決定の件

第3号議案 平成29年度経費の賦課及び徴収方法決定の件

第4号議案 平成29年度役員報酬決定の件

第5号議案 平成29年度取引銀行及び借入金残高の最高限度額決定の件

第1号議案から第5号議案までは、原案どおり承認、決定された。

また、議案審議に先立ち、昨秋及び今春に栄典を受章された本会会員の方々に対し、記念品の贈呈を行った。

＜栄典受章の方々＞（敬称略）

☆平成28年秋叙勲

旭日小綬章 吉田 季彦（富山県歯科医師協同組合 前理事長）

旭日双光章 小林 稔（富山県電気工事工業組合 前理事長）

旭日単光章 青山 隆（富山県麺類飲食業生活衛生同業組合 元理事長）

☆平成29年春叙勲

旭日双光章 鍋澤 俊夫（富山県中華料理生活衛生同業組合 前理事長）

◇ 業務改善助成金制度の活用について

富山労働局では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る制度である業務改善助成金を募集しています。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、

業務改善のためのコンサルティングにかかった費用の一部を、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、助成します。

1. 支給対象者

事業場内最低賃金が 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者

2. 助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切捨て）

申請コースは下記のとおりです。各コースとも助成率は7/10。（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4。また別途定める生産性要件（詳細は厚生労働省のHPを参照）を満たした場合においても3/4。）

・40円コース

事業場内最低賃金が800円未満の事業場

引上げ額：40円以上

上限額：70万円

・60円コース

事業場内最低賃金が、1,000円未満の事業場

引上げ額：60円以上

上限額：100万円

・90円コース

事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

引上げ額：90円以上

上限額：150万円

・120円コース

事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

引上げ額：120円以上

上限額：200万円

3. 支給要件

(1) 賃金引上計画を策定すること。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）。

(2) 引上げ後の賃金額を支払うこと。

(3) 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと。

(4) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと。

4. お申込み・お問合せ先

富山労働局雇用環境・均等室

TEL：076-432-2740

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

ご相談・お問合せは富山県最低賃金総合相談支援センター（富山県中央会内 TEL：0120-108-312）においても受け付けています。

◇ 「海外事業再編戦略推進支援事業」の募集について

中小企業基盤整備機構では、海外子会社の経営管理にお困りの日本の親会社に対して、海外経験豊富な専門家を派遣する海外事業再編戦略推進支援事業を募集しています。現地調査などを通して、課題解決への糸口を提案します。

1. 応募要件

・海外子会社の経営に「課題」を抱えている中小企業（国内親会社）であること。※海外子会社は合弁企業も含む。

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

・ヒアリング調査等に際して、中小機構からの求めに応じ、国内親会社及び海外子会社の必要書類を開示(提供)することができること。

2. 応募期間

平成29年6月30日(金)まで

3. 補助上限額・補助率

補助上限額：160万円

補助率：2/3

4. 補助対象経費

調査費、旅費、翻訳費、通訳費等

5. お申込み・お問合せ先

(独)中小企業基盤整備機構

販路支援部 販路支援課 海外事業再編担当

TEL：03-5470-1181

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/information/092443.html>

◇ 産業観光魅力創出事業補助金の募集について

富山県では県内の産業観光を魅力あるものにするため、産業観光客の受入態勢を整備する事業について、経費の一部を助成します。

1. 補助対象者

産業観光に取り組む県内企業

2. 補助対象経費

(1) 産業観光案内用備品の整備事業

- ・説明用DVD、パンフレット等の作成
- ・外国人観光客受入れのためのパンフレット等翻訳
- ・案内用マイク、イヤホンセット等の購入
- ・説明用会議室の机、椅子等の購入 等

(2) 産業観光案内コースの整備事業

- ・工場内通路の安全柵・誘導表示等の設置
- ・説明用会議室間仕切り変更、照明、音響設備等の設置
- ・駐車場内の区画整備、車止め等の設置
- ・産業観光客用のトイレの設置、外国人観光客受入れのためのトイレの改修 等

3. 補助金額

(1) 産業観光案内用備品の整備事業
事業費の1/2以内で25万円以内

(2) 産業観光案内コースの整備事業
事業費の1/2以内で50万円以内

4. 応募締切

平成29年6月16日(金)必着

(交付決定は7月上旬を予定)

5. お申込み・お問合せ先

富山県観光・交通・地域振興局 観光振興室
情報発信・誘客促進担当

TEL：076-444-3517

◇ 下請取引適正化推進活動を効果的にPRするキャンペーン標語の募集について

中小企業庁及び公正取引委員会は、従来、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請け法」)の効果的な運用及び同法の普及・啓発による違反行為の未然防止並びに下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。その活動の一環で毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、その期間に下請取引の適正化に向けた取組みを効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語の一般公募を実施しています。

1. 標語の用途

今回の公募により選定した標語(特選作品1点)は、下請取引適正化推進月間のポスター、下請取引適正化推進講習会で使用するテキストの表紙に使用するほか、11月に全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で発表するなど、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用します。

2. 応募資格

個人

3. 標語のテーマ

「取引条件の改善に向けて」に関するもの。

4. 公募期間

平成29年6月14日(水)まで

5. 過去のキャンペーン標語(参考)

平成28年度

下請けの確かな技術に見合った対価

平成27年度

押し付けず 叩かず 決めよう 適正価格

平成26年度

信用は適正払いの積み重ね

6. 応募方法

電子メール本文に(1)作品(複数可)、(2)郵便番号、(3)住所、(4)氏名(フリガナ)、(5)電話番号を記入の上、以下までお送りください。

メールアドレス:hyougo-koubo2017@meti.go.jp

※電子メールの件名は「標語の応募」と記載してください。

※1作品当たりの文字数は、30文字以内とします。

※入選した場合、入選者の住所(都道府県のみ)及び氏名(フルネーム)を作品とともに発表します。ご了承の上、応募ください。

◇ 「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の推進について

政府では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しています。働き方改革は、平成29年3月28日に政府とし

てまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置付けられるなど、非常に重要な課題です。

働き方改革の一環として、一昨年から明るい時間が長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

ゆう活は単なる始業時刻の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることのポイントや、これまでの各企業における取り組み事例を周知しています。

また、平成29年2月から消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されています。

働き方改革の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組みを行うことが望まれます。

ゆう活政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/u-kaitsu/>

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835